

大学院生会費制度のご案内

本学会では若手の大学院生の負担を軽減し、学会活動への参画を促進するため、大学院生の会費制度を設けております。申請を希望される方は下記をご確認ください。

【 対象 】

大学院修士課程・博士課程に在学中の者、又はこれに準じ、学費に相当する費用を大学院等に納付している者。ただし「社会人大大学院生（博士・修士）」は対象外とする。

【 内容 】

年会費を 6,000 円とします。（一般会員は 10,000 円）

*すべてにおいて一般会員と同等の権利をもちます。

【 申請方法 】

年会費納入に先立ち、申請書を学会事務局へ郵送、もしくは pdf ファイルを電子メールに添付することで送付してください。学会事務局が対象者であることを確認した後に、納入のお願いについてご連絡いたします。

申請書には有効期限の記載された学生証のコピーの添付、ならびに指導教員の署名もしくは押印が必要です。学生証のコピーの添付の代わりに在学証明証を提出いただいても結構です。両者がない場合、対象者として認められません。

資格は入会時点、継続会員は該当年度の 5 月 1 日現在とします。

【 その他 】

- ・この制度は会員の自己申告によって適用されます。
- ・申告は毎年行う必要があります。過年度にさかのぼっての請求はできません。
- ・資格については所属研究科等に問い合わせる場合もございます。
- ・ご不明な点は会費納入前にご連絡いただきますようお願い申し上げます。

提出資料添付先・問合せ先：

一般社団法人 日本観光研究学会事務局

〒171-0021

東京都豊島区西池袋 4-16-19 コンフォルト池袋 106

E メール: info@jitr.jp